

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	省エネ法に関わる届出申請の電子化・提出先の一元化・書式の統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>省エネ法に関する届出申請にあたっては、事業者の主たる事業所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に関わる事業の所管省庁に提出する必要がある、エネルギー管理者等の選解任届についても同様の提出が必要である。</p> <p>改正省エネ法に施行に伴い事業所単位報告から事業者としての報告となり、各事業所の使用量の取り纏め後の報告となった。旧法の場合であれば、エネルギー管理指定工場に指定になった事業所から事業所の所在する所管省庁への報告で済んでいたため、個別対応が可能であった。改正省エネ法対応についても各事業所からの報告をインターネット上で集計できるようになれば、事務負担の大幅な軽減につながる。</p> <p>また、報告は、都道府県、政令指定都市に区分けされており、手続きが煩雑である。政府と自治体の情報連携が図られれば、無駄な作業が無くなる。</p> <p>さらに、申請書類の項目・書式を統一することで、事務作業がより正確に、スピーディーにできる。政府と自治体の項目・書式が統一されれば、各電力会社の電力使用データもそれに併せて統一されると期待される。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>改正省エネ法に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する諸申請について一括してインターネットで行われるようにするとともに、政府・地方自治体が情報連携を図ることにより、提出先を一元化すべきである。</p> <p>その際には、申請書類の項目・書式を全国統一し、企業の負担を軽減すべきである。</p>